

教育委員会定例会日程

令和6年3月27日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長諸報告

4 議案

第3号議案 長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

第4号議案 長岡京市地域学校協働本部委員等の委嘱について

第5号議案 長岡京市スポーツ推進委員の委嘱について

第6号議案 長岡京市文化財保護審議会委員の委嘱について

第7号議案 長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

第8号議案 長岡京市中央公民館設置条例施行規則の一部改正について

5 報告事項

- ・長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について (学校教育課)
- ・歴史文化ドリル「長岡京市の！タケノコ食えスト-タケノコ勇者と長岡京の宝-」の作成について (文化財保存活用課)
- ・西山短期大学との協定の更新について (中央公民館)

6 主な行事・会議結果報告

7 次回定例会までの主な行事・会議予定

8 意見交換

9 閉会

第3号議案

長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

下記の者を長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱することについて、長岡京市いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 委嘱者氏名 中川 美保子

- 2 任 期 令和6年4月1日から令和8年10月31日まで

令和6年3月27日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西 村 文 則

(提案理由)

長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員の異動に伴い、次期委員を委嘱する必要があるので提案する。

長岡京市いじめ防止対策推進委員会委員

	氏 名	所 属
新任	中川 美保子	同志社女子大学 特任教授
	平 正博	弁護士（平法律事務所）
	若林 麻記子	医師（マキ皮フ科クリニック）
	北口 雄一	臨床心理士 北口分析プラクシス代表
	荒井 久美子	臨床心理士 京都府臨床心理士会 副会長 京都府スクールカウンセラー

第4号議案

長岡京市地域学校協働本部委員等の委嘱について

下記の者を長岡京市地域学校協働本部本部長及び委員並びに地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、長岡京市地域学校協働本部設置要綱第3条及び社会教育法第9条の7の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

1. 委嘱者氏名 別紙のとおり
2. 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年3月27日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村文則

(提案理由)

長岡京市地域学校協働本部の設置に伴い、その本部長及び委員並びに地域学校協働活動推進員を委嘱する必要があるので提案する。

長岡京市地域学校協働本部 委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

区分		名前	備考
本部長		西村 日出男	元帝塚山大学教授 京都府地域学校協働推進委員 十小すくすく教室コーディネーター 長岡第二中学校学校運営協議会委員
地域学校協働本部推進員	地域	奥本 和巳	長岡中学校学校運営協議会委員
		梅津 久子	長岡第三小学校・長岡第二中学校学校運営協議会委員
		森嶋 秀樹	元長岡第三中学校PTA会長 6年度長岡第三中学校運営委員就任予定
		湯川 悟	長岡第五小学校学校運営協議会委員
	中学校支援	三代 潤子	長二中中学校支援コーディネーター 長岡第七小学校・長岡第二中学校学校運営協議会委員
	すくすく教室	山本 陽子	六小すくすく教室コーディネーター 長岡第六小学校学校運営協議会委員

参考

※5月以降に長岡京市PTA連絡協議会より委員を選出予定

地域学校協働本部推進員	委員	保護者	—	長岡京市PTA連絡協議会
-------------	----	-----	---	--------------

※教育長が指名する者

委員	教育行政	—	総括指導主事
		—	社会教育指導員

第5号議案

長岡京市スポーツ推進委員の委嘱について

下記の者を長岡京市スポーツ推進委員に委嘱することについて、長岡京市スポーツ推進委員に関する条例第4条の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 委嘱者氏名 別紙のとおり
- 2 任 期 令和6年4月 1日から
令和8年3月31日まで

令和6年3月27日提出

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文則

(提案理由)

スポーツ推進委員の任期満了により、新たに委嘱する必要があるので提案する。

令和6・7年度スポーツ推進委員名簿

氏 名	校 区
西 川 英 司	長 三
藤 嶋 明 子	長 四
福 島 有 子	長 四
中 川 順 智	長 四
結 城 正 典	長 五
尾 西 純 子	長 五
山 本 陽 子	長 六
田 中 直 紀	長 六
上 杉 秀 之	長 七
林 敏 恵	長 七
田 中 達 哉	長 八
二 宮 健 二	長 九
吉 永 生	長 九
藤 本 由 美	長 十
黒 柳 八千代	長 十

※新任

第6号議案

長岡京市文化財保護審議会委員の委嘱について

下記の者を長岡京市文化財保護審議会委員へ委嘱することについて、長岡京市文化財保護条例施行規則第23条の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 委嘱者氏名 別紙のとおり
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年3月27日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村文則

(提案理由)

文化財保護審議会委員の任期満了により、その後任を委嘱する必要がある
ので提案する。

長岡京市文化財保護審議会 委員名簿

(令和6年4月1日～令和8年3月31日)

	氏名	備考	
歴史学 (古代)	井上 満郎	京都産業大学名誉教授	継続
歴史学 (中世)	仁木 宏	大阪公立大学大学院教授	継続
考古学 (原始・古代)	長友 朋子	立命館大学教授	継続
考古学 (都城)	網 伸也	近畿大学文芸学部教授	新規
美術史	礪波 恵昭	京都市立芸術大学教授	継続
建築史	藤田 勝也	関西大学教授	継続
社寺等	國定 道晃	勝龍寺住職	継続
所有者	橋本 政道	市指定文化財「今里区有文書」管理者代表	新規
郷土史	井上 佳永子	京都府文化財保護指導委員	新規
市民 (公募)	林 亨	公募	新規

第7号議案

長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の
一部改正について

長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月27日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村文則

（提案理由）

服務管理手続きの見直しに伴い、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
長岡京市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出張) 第13条 【略】 2 前項の規定にかかわらず、校長の<u>引き</u> <u>続き3日以上</u>の府外への出張は、教育 委員会が命ずる。</p>	<p>(出張) 第13条 【略】 2 前項の規定にかかわらず、校長の府 外への出張は、教育委員会が命ずる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第 8 号議案

長岡京市中央公民館設置条例施行規則の一部改正について

長岡京市中央公民館設置条例施行規則（昭和 63 年長岡京市教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 27 日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村 文則

（提案理由）

現在社会教育ホールの使用申請は前日までであり当日に申請できないが、利用者から当日申請の要望があるため。また、市内で時間貸しや時間区分で使用できる他の施設（中央生涯学習センター、多世代交流ふれあいセンター、産業文化会館）については当日に申請できるため、取り扱いを統一するため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市中央公民館設置条例施行規則の一部を改正する規則

長岡京市中央公民館設置条例施行規則（昭和63年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(使用申請)		(使用申請)	
第2条 【略】		第2条 【略】	
2 使用申請の期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。		2 使用申請の期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。	
施設名	申請期間	施設名	申請期間
社会教育 ホール	(1) 【略】 (2) 【略】 (3) 上記以外の場合 使用日の属する月の2箇月前の月の初日から使用日 <u>当日</u> まで	社会教育 ホール	(1) 【略】 (2) 【略】 (3) 上記以外の場合 使用日の属する月の2箇月前の月の初日から使用日 <u>の前日</u> まで
【略】		【略】	
3 【略】		3 【略】	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【報告事項】

- ・長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員のサービスに関する規程の一部改正について

(学校教育課)

- ・歴史文化ドリル「長岡京市の！タケノコ食べストーリータケノコ勇者と長岡京の宝ー」の作成について

(文化財保存活用課)

- ・西山短期大学との協定の更新について

(中央公民館)

長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

長岡京市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年長岡京市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇、職務に専念する義務免除等の手続)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、校長は、 週休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に基づく休日及び年末年始の休日（以下「週休日等」という。）を除き、引き続き3日以上病気休暇若しくは特別休暇（第1項に掲げるものに限る。）を受けようとするとき、介護休暇、介護時間若しくは職務に専念する義務の免除を受けようとするとき又は欠勤しようとするときは教育長の承認を受け、引き続き3日以上特別休暇（前項に掲げるものに限る。）又は年次休暇をとろうとするときは教育長に届出をしなければならない。</u></p> <p>4 職員は、<u>第1項及び第2項の場合において、負傷、疾病その他の理由により、週休日等を除き、引き続き7日以上にわたり病気休暇若しくは特別休暇を受けようとするとき、妊娠に起因する障害による特別休暇、介護休暇若しくは介護時間を受けようとするとき又は欠勤しようとするときは、第1項及び第2項の規定によるほか医師の証明書その他勤務することができない理由を明らかにする書類を校長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(休暇、職務に専念する義務免除等の手続)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>3 職員は、負傷、疾病その他の理由により、週休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に基づく休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に基づく休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（以下これらを「週休日等」という。）を除き、引き続き7日以上にわたり病気休暇若しくは特別休暇を受けようとするとき、妊娠に起因する障害による特別休暇、介護休暇若しくは介護時間を受けようとするとき又は欠勤しようとするときは、<u>前2項の規定によるほか医師の証明書その他勤務することができない理由を明らかにする書類を校長に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5・6</u> 【略 項の繰下げ】 <u>(出張及び復命)</u> 第11条 <u>職員の出張は、校長が命ずる。</u> <u>ただし、校長の引き続き3日以上</u> <u>の府外へ</u> <u>の出張及びその他の職員の引き続き7</u> <u>日以上</u> <u>の府外へ</u> <u>の出張については、事前</u> <u>に教育長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2</u> 【略 項の繰下げ】</p>	<p><u>4・5</u> 【略】 <u>(復命)</u> 第11条 【加える】</p> <p>【略】</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

長岡京市教育委員会と学校法人京都西山学園京都西山短期大学との連携に関する協定書

長岡京市教育委員会と学校法人京都西山学園京都西山短期大学（以下「両機関」という。）は、長岡京市における生涯学習・地域学習について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が連携のもと、生涯学習・地域学習の分野で相互に協力し、長岡京市における教育の充実と発展、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）生涯学習の振興に関すること。
- （2）地域学習の発展及び人材育成に関すること。
- （3）社会課題に教育の視点から取り組むこと。

（連絡調整会議）

第3条 両機関は、前条に掲げる事項を円滑に推進するため、連絡調整会議を設置する。

（費用負担）

第4条 両機関は、この協定を遂行するうえでの費用について、相手方に請求を行わない。ただし、相手方から申出のあった諸費は受け取ることができる。

（守秘義務）

第5条 両機関は、この協定に基づく活動において、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。ただし、この協定書の期間満了の前日3ヶ月までに両機関から、変更又は廃止について申し立てがない場合は、1年ごとに自動更新とする。

（細目）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条について疑義が生じた場合は、両機関が協議してこれを定めるものとする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、両機関記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

長岡京市教育委員会教育長

学校法人京都西山学園京都西山短期大学長

西村 文則

加藤 善朗

主な行事・会議結果報告（2月22日～3月27日）

【教育総務課】

- ・3/22 市議会閉会日

【学校教育課】

- ・3/15 中学校卒業式
- ・3/19 小学校卒業
- ・3/22 小中学校修了式

【生涯学習課】

- ・3/2 長岡京市 PTA 連絡協議会第2回理事会

【文化・スポーツ振興課】

- ・3/8 長岡京展（～3/10）《3/10 表彰式》
- ・3/8 スポーツ推進委員協議会定例会
- ・3/10 乙訓文化芸術祭「バレエの祭典」
- ・3/25 スポーツ推進審議会

【文化財保存活用課】

- ・2/23 長岡京市歴史講演会「古代乙訓寺の解明に向けた発掘調査」
（共催：NPO 法人 長岡京市ふるさとガイドの会）
- ・3/1 「新庁舎歴史資料展示室基本計画（案）」パブコメ実施（～4/1）
- ・3/16 めざせ！『長岡京市★歴史マイスター』歴史ドリル体験会

【中央公民館】

- ・3/22 家庭教育講座【パネルシアターで遊ぼう！】
- ・3/26 聴覚言語障がい者学級【足裏ほぐしと整体で健康を】

【図書館】

- ・3/10 おしごと図鑑～作家ってどんな仕事？～（ティーンズ対象イベント※外部より講師招聘）
- ・3/17 こどもカメラ（雑誌スポンサー企業とのコラボイベント）

【教育支援センター】

- ・3/21 アゼリアひろば修了式

【北開田児童館】

- ・3/6 子育てサロン「たんぽぽにあつまれ～」
- ・3/22 子育てサロン「遊びの広場」

主な行事・会議予定（3月28日～4月24日）

- ・3/29(金) 職員退任式・教育委員会離任式
- ・4/1(金) 職員入所式・教育委員会着任式
- ・4/8(月) 小中学校始業式
- ・4/9(火) 小学校入学式
- ・4/10(水) 中学校入学式